



初回加算に関するQ&A集(改訂版)

令和4年12月1日
国分寺市障害者基幹相談支援センター

(問1)

今月下旬に別相談支援事業所から引き継いで、利用者と事業所契約を行いました。別相談支援事業所とは、今月上旬に契約を終了しています。終了月と契約月が同じ月でも問題はありませんか。



(答) 終了月と契約月が同じ月でも問題はありませんが、初回加算請求不可期間なので初回加算の請求はできません。

(問2)

初回加算請求不可期間は、障害福祉サービス利用終了月の翌月から6月間ですか。

(答) お見込みとおりです。ただし、サービス終了後に居宅介護支援事業所等連携加算に係る支援が実施かつ請求された場合は、実施最終月の翌月から6月間が初回加算請求不可期間になります。

(問3)

6月間、障害福祉サービスの利用はありませんが、受給者証は未返納のままです。この場合、初回加算を請求しても、大丈夫でしょうか。



(答) 初回加算を請求しても大丈夫です。受給者証の取り扱いは算定要件に含まれていません。

(問 4)

障害福祉サービスの終了に伴い、当事業所との契約を終了しました。それから6月後、再び障害福祉サービスを利用することになり、当事業所と再契約をすることになりました。この場合、初回加算を請求しても、大丈夫でしょうか。



(答) 初回加算を請求しても大丈夫です。「障害福祉サービスの利用が6月間ない」ことが初回加算の算定要件になります。

(問 5)

後日、初回加算が請求できるケースであることが判りました。未請求の初回加算をいまから、請求できますか。



(答) 過誤請求で遡って請求できます。記録の保管が義務付けられている5年間は遡れます。

(問 6)

現在、セルフプランで障害福祉サービスを利用している方と契約を行い、相談支援を担当することになりました。障害福祉サービスを利用中ですが、初回加算を請求しても大丈夫ですか。



(答) 初回加算を請求できます。ただし、初回加算請求不可期間と重なる時期に、別相談支援事業所との契約がある場合は確認が必要です。

(問 7)

セルフプランの利用者と福祉サービス受給期間中に契約を行い、継続サービス利用支援から相談支援業務を開始しました。しばらくして障害福祉サービス受給者証の更新月を迎えました。初回のサービス利用支援なので初回加算を請求しても大丈夫ですか。

(答) セルフプランの利用者と福祉サービス受給期間中に契約を行い、しばらくして福祉サービス受給者証の更新月となり、サービス利用支援を行った場合は、初回加算を算定できます。
なお、セルフプランの利用者と福祉サービス受給期間中に契約を行った場合、継続サービス利用

支援相談支援業務から開始することはできません《★》。

セルフプラン利用者の計画相談業務は、現在利用のサービス更新または変更のタイミングに開始してください。

《★》継続サービス利用支援の対象者 ※障害児の場合も同様です

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者。

(指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。)

【介護給付費等に係る支給決定事務等について(最終改正令和3年4月)抜粋】

(問 8)

「初回加算の拡充」、「計画案の交付」、
「福祉サービスの利用開始」が、同じ月になった場合でも、
「初回加算の拡充」の請求は大丈夫ですか。



(答)「初回加算の拡充」の算定要件を満たしているなら、問題ありません。

(問 9)

「児・者転換」は初回加算の対象ですが、同一事業所内での「児・者転換」も初回加算を請求できますか。

(答)初回加算を請求できます。

(問 10)

契約時は「初回加算算定不可期間」でしたが、3月後に「初回加算算定不可期間」が終了となり、その翌月(4月後)に「初回加算の拡充」の要件を満たす月2回の面談を実施しました。さらにその翌月(5月後)に計画案を提出、支給決定後、サービス等利用計画を作成しました。この場合、サービス利用計画作成の初回加算に「初回加算の拡充」を加えた、600単位で請求できますか。

(答)初回加算の算定月から、前6月間サービスの利用がないため、通常の初回加算に初回加算の拡充を加えた計 600 単位の請求が可能です。

以上